



# りそな銀行アジアニュース

2017年11月30日  
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／香港】

## 「香港－ASEAN間のFTA締結」について

香港特別行政区政府は11月12日、ASEAN（東南アジア諸国連合）とFTA（自由貿易協定）を締結した。詳細はこれからの交渉で確定するものの、枠組みとしてASEANは香港産貨物の関税を優遇・撤廃、サービス貿易における現地企業への出資可能比率の緩和、香港人ビジネスマンの滞在可能日数の延長、及び投資保護の強化に基本合意した。発効は最速で2019年になる見通し。このFTAにより、香港－ASEAN間の貿易・投資活動の活発化、並びに香港企業や香港経由でASEANへ進出する企業にとって商機の拡大が見込まれる。

### FTAの概要：

| カテゴリ       | □ 協定内容 ・ 例   |
|------------|--|
| 商品貿易       | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 香港産の貨物に対し、段階的に関税を優遇／撤廃。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポール：協定発効後、すべての貨物に対し、関税を撤廃</li> <li>・マレーシア／フィリピン／タイ／ブルネイ：10年以内に85%の関税を削減</li> <li>・インドネシア／ベトナム：10年以内に75%の関税を削減</li> <li>・カンボジア／ラオス／ミャンマー：15年以内に65%の関税を削減</li> </ul> </li> </ul> |
| サービス貿易     | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 一部の産業において、現地企業に対する出資可能比率を緩和。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン：投資会社へ55%まで出資可能</li> <li>・シンガポール：通信事業会社へ73.99%まで出資可能（直接／間接含む）</li> </ul> </li> </ul>  |
| ビジネスの利便性向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 香港人ビジネスマンによるASEAN諸国での短期滞在を認める。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイ：ビジネス目的の短期滞在は申請により、90日まで可</li> <li>・ミャンマー：ビジネス目的で70日滞在可、申請により1年まで延長可</li> </ul> </li> </ul>  |
| 投資の保護      | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 投資に対し、公正公平な待遇や保護／保障を提供。</li> <li>□ 戦争や内乱等で発生した投資の損失に対し、非差別的な補償を提供。</li> <li>□ 投資や収益の自由移転を許可。</li> </ul>   |

ASEANは香港にとって商品貿易額で第2位（約8,330億香港ドル＝約12兆円）、サービス貿易額で第4位（約1,210億香港ドル＝約1.77兆円）の貿易パートナーにあたる。ASEANから香港へ輸入する際に関税は発生しないが、現状では香港からASEAN向けの輸出に年間約5.7億香港ドル（＝約83億円）の関税が発生している。

| 香港→ASEAN 主な輸出商品  | ASEAN→香港 主な輸入商品          |
|------------------|--------------------------|
| ・タバコ及びその他タバコ製品   | ・電動機械及びその他器具、部品          |
| ・金属鉱物及び金属スクラップ   | ・オフィス機器及び自動資料処理機（コンピュータ） |
| ・金、銀、宝石類の装飾品や半製品 | ・通信及び音響機器、設備             |

【出所：香港政府 工業貿易所HP】

照会先：国際事業部 （東京）電話 03-6704-3791  
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 \*禁無断転載